

関西|労災|職業病

関西労働者安全センター

2008.2.10発行〈通巻第376号〉200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602

TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278

郵便振替口座 00960-7-315742

近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284

E-mail: koshc2000@yahoo.co.jp

ホームページ: <http://www.geocities.jp/koshc2000/>



- 石綿公害を輸出したニチアスに抗議行動
石綿追放アジア共同行動団が来日 2
- クボタの外国人労働者使い捨てを許すな！
全港湾大阪支部クボタ分会の闘い 4
- 保育士2名の精神疾患を労災認定 8
- アスベスト報道ダイジェスト2008年1月 11
- 労災隠しという『犯罪』にどのように対応するか
イ・サンユン（労働健康連帯政策局長）..... 12
- 韓国からのニュース 16

石綿公害を輸出したニチアスに 抗議行動

石綿追放アジア共同行動団が来日



ニチアス東京本社前での抗議行動（2月20日）

2月17日、韓国より「石綿追放アジア共同行動団」と称し、石綿被害者や支援団体など15名が来日した。メンバーは、代表の石綿問題を研究するソウル大学のパク・ドミョン氏と石綿被害者家族の会副会長を勤めるパク・ヨング氏の2名のほか、釜山での石綿被害の調査を行なった釜山医大のカン・ドンムク氏や地下鉄での石綿使用問題に取り組むソウル地下鉄労組や環境運動連合、労災問題で日本と交流の深い労働健康連帯など、結成されたばかりの「韓国石綿追放全国ネットワーク」の参加者たちだ。

関空から入国した行動団は、まず関西で

奈良、泉南、尼崎を訪問、その後、岐阜羽島を経て東京に移動、横浜も訪問した。来訪の目的の1つは、1971年に釜山に日本のニチアスが資本参加して設立された石綿紡織工場・



尼崎の環境被害の話を聞く

第一化学の労働者と周辺住民の石綿健康被害について日本社会に知らせることである。

初日、関西空港から奈良の王寺町に直行した一行は、ニチアス元労働者らの案内で、ニチアス王寺工場や竜田工場周辺を歩き、JR王寺駅前では、横断幕を広げてビラ配りを行ない、釜山での被害発生を訴えた。

翌日は泉南地域の石綿工場跡

を「泉南地域の石綿被害と市民の会」の方の案内で歩き、生活のためにかつて石綿工場で働いた朝鮮半島出身者らに在日たちの話を聞いた。

尼崎のクボタ周辺も視察、クボタ被害者の患者と遺族らとも交流した。

韓国の石綿被害者家族の会副会長のパク・ヨング氏は、釜山の石綿工場で働き、石綿肺をわずらっている。また、同じ工場で青石綿を扱う部門で働いた妻を石綿疾患で亡くしている。「工場に時々訪れた日本人は大きな



泉南の石綿工場跡を視察する行動団

マスクをしていたのに、私たちには石綿の危険性について知らせなかった。」と話した。

行動団は来日前にニチアスに東京での面談を申し入れたが、ニチアスは、「第一化学が対応すべきであり、当社における面談はお受け致しかねる」と面会を拒否。20日は面会がかなわず、ニチアス東京本社前で抗議行動を行ない、その後記者会見を開いた。

釜山の第一化学はニチアスが青石綿使用を中止した1971年に設立し、ニチアスが45%を出資、また竜田工業から青石綿紡織機械が持ち込まれたこと、日本人が技術指導に行っていたことなどが分かっている。

また、その後第一化学は別の外国資本の参加後1992年にはインドネシアへ石綿工場が移転しており、アジアで協力して石綿輸出と被害の問題について取り組んでいかなければならない。



遺影を手に話すパク・ヨング氏（ニチアス前で）

クボタの外国人労働者使い捨てを許すな!

全港湾大阪支部クボタ分会の闘い

全港湾大阪支部組織担当 後藤 厚

1. 日系外国人の労働組合・全港湾大阪支部クボタ分会

大正区のクボタ恩加島工場で働く日系ブラジル人、日系ペルー人の労働者8名が、2006年12月に大阪支部に加入し、クボタ分会を結成した。日系フィリピン人をつくるフレッシュシステム分会に続く外国人労働者の分会である。

クボタ分会の組合員たちは、吉岡商会という人材供給会社に所属し、10年以上にわたってクボタの中で偽装請負、違法派遣の労働者として働いてきたが、賃金が上がらないばかりか、有給休暇もなかった。その上、労働行政による偽装請負の追求を回避するためクボタは、2006年9月、請負契約を派遣契約に変えたが、その際に吉岡商会の労働者たちは1割以上の賃金カットを押し付けられてきた。そのため差別を許さず、労働者の権利を確立するために全港湾に加入し、たたかうこととなったのである。

一方、クボタは各地で偽装請負、違法派遣で労働者を働かせており、労働行政の指導で直接雇用をしなければならない状態になっていたようである。クボタは、全港湾の

要求とは別に違法状態を解消するため2007年4月1日より派遣労働者を契約社員として直接雇用する作業をすすめていた。最大の問題は、クボタの決定した契約社員の雇用期間が最長2年で解雇ということである。

われわれは、2007年2月、4月以降の契約社員としての賃金・労働条件について団体交渉を申し入れた。クボタは、組合員が社員になった4月以降は団体交渉に応じるが、それまでは団交を拒否するという態度に出た。つまり、契約社員として雇用することが確定している労働者の賃金・労働条件、雇用期間は、クボタが一方的に決定することである。

そのためわれわれは、クボタの団交拒否に対して大阪府労働委員会に不当労働行為救済申立をおこなった。また、3月23日のユニオンネットの春闘総行動でもクボタ本社で抗議行動をおこなった。8月30日には、24時間ストライキをたたかった。

今回の労働委員会の申立は、直雇いが決定している派遣労働者の賃金・労働条件について、直雇いになる前に会社は団体交渉を受ける義務があるか否かを争う事件であ

り、はじめてのケースである。このたたかいには、大阪支部のみならず建設支部やユニオンおおさかの役員も参加し、力を貸して頂いている。

組合員たちは、大正内港でのバーベキュー大会や組合員が所属する「アミーゴFC」というサッカーチームを通じて、組織拡大を取り組み、8名で出発したクボタ分会は、25名を超える分会に成長している。出身もブラジル、ペルー、中国と多様である。

2. ファサービ組合員の労災問題について

① 労災事故の経過について

2006年6月29日未明、夜勤作業中のファサービ組合員（ペルー人）は、休業1ヶ月の労働災害に被災した。事故の概略は、以下の通りである。

ファサービ組合員は、鋳物製品の仕上げ処理を担当していたが、約40kgのエンジンボックスが作業台から押し出され、彼の右足のすねに落下して1ヶ月休業の重症を負った。ファサービ組合員はクボタのラインリーダーによって多根病院に運びこまれ、その際、労災保険で治療した。

その後、7月19日、ファサービ組合員は自宅近くの整形外科の専門医院である河村医院に転院し、治療を続けた。吉岡商会が、労災の転院手続などをしなかったため、ファサービ組合員は健康保険をつかって河村医院での治療を続けた。

② 労災保険の手続きについて

ファサービたちが全港湾に加入し、吉岡商会との間で団体交渉がおこなわれ、未払い賃金問題を解決した後、全港湾がこの事

故の労災保険の手続きをおこなった。まず、転院手続きと休業補償の請求を行い、その結果、2007年4月初旬には健康保険の治療費3割負担分が支給され、休業補償給付も行われた。

5月になると、主治医である河村医師は、「これ以上の治療効果は望めない、治癒（症状固定）の判断をしたい」という意向を示した。神経障害が残っているため障害補償給付請求を行った結果、6月4日、障害等級14級の決定がなされた。これで、労災保険の処理については一応終了したことになる。

③ クボタの死傷病報告書提出の経過について

吉岡商会は、組合結成通告後の2007年2月14日、4日以上休業を要した労災について提出義務のある労働者死傷病報告書を大阪西労働基準監督署に提出した。しかし、クボタはそれを提出していない。

私は、大阪西労働基準監督署の監督官に「クボタは偽装請負だから提出義務がある。クボタを指導するように」と要請した。しかし監督官からの返事は、「クボタは『事故当時は適切な請負だった』と言っている。監督署は請負か派遣かを判断する立場にない。したがってクボタに死傷病報告書の提出を指導することはできない。」というものだった。

請負か派遣かの判断は、大阪労働局需給調整事業部の管轄なので、私が労働局に問い合わせると、「偽装請負の調査は、クボタが直雇用を決めた段階で打ち切った。当局は死傷病報告書提出の有無を判断する部署ではない。ただし、監督署からの要請があれば

ば必用な調査は続行する。」ということだった。そのため全港湾大阪支部は、6月27日、大阪西労働基準監督署に要請書を提出した。それは、「この労働災害は、作業の指揮命令をおこなってきたクボタが請負を偽装することで責任をとらず、作業について何ら権限を有しない吉岡商会に責任が押し付けられているということです。違法雇用のクボタが法律で定められた義務をはたさないことが労働行政が縦割りのまま対処することで許されるとすれば、二重の意味で労働行政の不作为であるといわざるをえません。」として、「①貴職より大阪労働局需給調整事業部に対して、2006年6月29日時点のクボタ恩加島工場におけるファサビラの雇用のあり方について調査依頼をおこなってください。②調査の結果、クボタの偽装請負（違法派遣）の実態が明確になれば、クボタに対して死傷病報告書の提出を命じてください。③クボタから死傷病報告書が提出されたなら、その内容をファサービに照会してください。」という三項目の要請である。

その結果、10月11日、大阪西労働基準監督署長から「要請に対する回答」が全港湾に郵送されてきた。それによると、大阪西監督署が労基準部監督課を経由して需給調整事業部に調査を依頼した結果、「労働者派遣事業と認められる」との回答があったので、クボタに死傷病報告書を提出するように指導したところ、10月9日、クボタ恩加島工場長から死傷病報告書が提出された、ということだった。

④ 行政の調査について

10月16日の団体交渉で死傷病報告書につ

いて尋ねると、クボタの回答は、「行政当局の調査は4回で、労働局は『請負としては90点のでき』『しかし、前もって毎日の発注をしていないので、マイナス10点で100点でないので派遣と判断する。』と言っている」と回答した。この点について労働局に問い合わせると、「監督署の問い合わせにもとづいて、請負かどうかの判断をした。すでにラインが大幅に変更され、指揮・命令についても『した、しない』の話で、厳密に調査することは1年以上前のことなので不可能。しかし、前もって日々の発注がなされていない一点を確認するだけで、請負ではない、労働者派遣と判断をするに十分。点数をつける必要もないので、それ以上の調査はしていない」ということだった。大阪西労働基準監督署の監督官は、「この件だけで恩加島工場に行ったわけではない。あの工場はけっこう労災事故が多いので」と言っていた。

つまり、クボタの回答では、「行政当局は4回も念入りに調査し、その結果、90点の評価を得た」かのようなニュアンスに受け取れるが、これは「真実を語っている」とは言えない。クボタの「誠実な対応」とは、およそこの程度である。

⑤ 偽装請負職場の労働災害

クボタは以前から「労災ゼロ」を目標に掲げてきたが、休業を要する労災について極端に「嫌って」いた。吉岡商会と同じような「派遣会社」の岡崎工業は、「労災で休むとクボタにクビを切られる」ということで、岡崎工業が被災労働者を出勤させるため送り迎えをしていた。被災労働者は、出勤しても仕事をせずに一日過ごしていたという。

クボタと吉岡商会は、外国人であるファサービさんの労災保険についての知識不足に付け込み、労災保険による休業補償などを認めなかった。そもそも、外国人労働者個人とクボタとでは力関係では話しにならない。そのため、これまで多くの労災被災者が切り捨てられてきたのである。

吉岡商会は自社の労働者をクボタに供給しているだけの会社であり、労災防止措置などについての能力を有していない、当事者能力がない会社なのである。日常の作業の指揮命令をしているのはクボタであり、安全装置の設置などの具体的な労災防止措置ができるのもクボタなのである。ファサービさんの事例は、偽装請負という雇用形態が、派遣元も派遣先もいずれも責任をとらず、結果として労働者が犠牲を負うことになることを示している。

クボタにとって偽装請負は「バレなければ」都合のいい雇用形態である。派遣契約なら、派遣先にも一定の責任が明記されている。派遣期間の制限もある。休業4日以上の方災については、派遣元も派遣先も労働者死傷病報告を労働基準監督署にしなければならない。請負ならクボタはその必用がない。雇用責任もない。だから請負を偽装してきたのである。

ファサービさんの場合は、全港湾に加入して労災保険における手続きをおこなうことができたが、労働組合に加入しなければ泣き寝入りするしかなかっただろう。だがクボタは行政の指導には従っているが、全港湾に対しては今でも「適切な請負だった。」と言っている。そして労災の責任を取ろうとしていない。たたかいはまだまだ続く。

以上。

頸肩腕障害などの 上肢障害 認定マニュアル

頸肩腕障害などの上肢障害の診断・治療・労災問題に取り組んできた医師・労働安全衛生センター・NPOの実践的経験、労災申請のための医師意見書例を掲載し、上肢障害に関心を持つ医師・医療ソーシャルワーカー・労組関係者などの必携マニュアル。



編集 労働者住民医療機関連絡会議
全国労働安全衛生センター連絡会議

発行 アットワークス tel:06-6920-8626
(<http://www.atworx.co.jp/works/pub/28.html>)
体裁 A 5判・290 ページ・ソフトカバー
定価 1,995 円 (本体 1,900 円 + 税)

保育士2名の精神疾患を 労災認定

保護者対応で発症

保護者からの苦情により保育士2名が発症した精神疾患が労災認定された。業務が原因で発症した精神疾患であっても、労災の認定基準では負荷が軽く評価されたり、本人の脆弱性のためとされ労災認定は非常に厳しい。今回、関係者努力により、無事認定されたので紹介する。

苦情対応で次々に発症

兵庫県の保育園で保育士のAさんとBさんは4歳児クラスを担当していた。ある朝突然、担当園児の保護者Cが苦情を怒鳴るとともに、事務室のドアを蹴っ飛ばした。苦情の内容は、飼育物の飼い方であるとか、室内の展示物のあり方に対する注意などで、特に激昂するような内容とは思われなかった。Aさんは夕方の子どもの降園時に、謝罪し話し合おうと試みたが、Cは暴言を浴びせて、子どものかばんを足元に叩きつけた。Aさんはその行為に非常にショックを受けたが、そばにいる多数の園児が心配で、それ以上暴れられることのないように、ただただ謝罪した。前日まで、ごく普通にあいさつや会話を交わしており、苦情を言うにしても、怒鳴り暴れるということが到底理解で

きなかった。

苦情内容に対して、園は謝罪し改善策を回答するなどしたが、その後、Cの要求は「担任を代えろ！」などとエスカレート、登園時などに玄関のドアや園庭のたらいを蹴飛ばすなどの乱暴な行動をとった。市の保育課にも来てもらい、Cと話し合いを持ったが、「(保育園を) やめてほしければ、引越し代を出せ」などと言い出して、まったく話し合いにならなかった。苦情が始まって2週間あまりたって、Cからの暴言を浴びながらただ謝罪するしかなかった結果、Aさんは「ストレス障害」で休業するにいたった。そして、Cと顔を合わすたび暴言をあびせられながら、Aさんの抜けた分ががんばっていたBさんも、さらに2週間後に「うつ状態」と診断されて休業した。

その頃には、Cの言動を見ていた園児にも心理的な影響が出ていることが分かり、C以外の保護者に対しても説明会を開いて対応を取らなければならなくなっていた。

結局、Cが園に対して電話で「宅間みたいにするかもしれない」と発言したことで、警察が脅迫容疑でCを拘束して事態は終結した。

「業務上」の判断を求めて労災請求へ

幸いAさんとBさんは、1ヶ月あまりの休業で職場復帰することが出来た。しかし、担任保育士の突然の療養に対して、理解を示す保護者ばかりでなく、2人は今回のことは労働災害であると公に認められたいと考えるようになった。園長が2人の希望を受けて、当センターに相談に来られた。

労災保険制度というのは、厚生労働省という行政機関が行うことで、労働者は行政に業務上であるという判断をしてもらうということに意義を見出すという側面が生じる。労働者にとって、個人の責任でなく、業務に起因するものとされるのは、重要かつ大変意義があることで、まったく当然である。

労災請求するに当たって、証拠の収集、作成をはじめたが、警察の調べのために保育園は経過を簡潔にまとめており、それを中心に、具体的な事実が分かるように詳細を埋めていった。被災者2人の具体的陳述はもちろん、また園長にも意見書を書いてもらった。また、Cの苦情が始まった後、他の保護者らからでた苦情の内容や園の対応などについても資料を作成してもらった。

管轄の西宮労働基準監督署には、園長とセンター担当で労災請求書を持って行き、認定に向けての要望も申し入れた。その際に、今回の発症原因となった出来事は、通常の保育業務ではない異常な事態であったことを強調した。監督署側も協力的で、精神疾患ということでAさんBさんそれぞれの担

当に女性職員をあて、動き始めた。事業主側である園長が、全面的にバックアップに動いていたことも非常に影響したと思う。

その後、本人らの聴取、園長や2人の家族、友人の聴取と日時の都合の調整に時間がかかったほかは順調に調査が続いた。

半年後、西宮労働基準監督署で進行状況について尋ねたときには、監督署としての意見はまとめ、専門医師による合議にかけのみとなっていた。なんとか「認定の方向」でいっているという感触が得られた。そして1ヶ月あまりたって、AさんBさんの元に、支給決定通知が送られてきた。

通常業務を超えた負荷で

精神障害の判断指針では(1)判断指針で対象とされる精神障害を発病していること、(2)判断指針の対象とされる精神障害の発病前おおむね6か月の間に、客観的に当該精神障害を発症させるおそれのある業務による強い心理的負荷が認められること、(3)業務以外の心理的負荷又は個体側要因により当該精神障害を発症したとは認められないこと、の3つの判断要件をを満たすこととなっている。

今回のケースでは(1)はそれぞれ医療機関で的確な診断をもらっており、また(3)についても特に問題がなかった。精神障害の認定で満たすのが難しい(2)の要件について、どのような判断があったのか推測してみる。

(2)の要件を判断するに当たって「職場における心理的負荷評価表」が用いられる。

最初に具体的な出来事が31項目ありそれ

それを「平均的な心理的負荷の強度」でⅠ～Ⅲに評価する。それを「心理的負荷の強度を修正する視点」で修正したうえで、「出来事に伴う変化等を検討する視点」も検討、最終的に総合評価で弱・中・強を決定し評価が「強」と判断されなければ「精神障害を発病させるおそれがある程度」の心理的負荷であるとの評価にはならない。

このケースでは、具体的な出来事でまず考えられるのは「顧客とのトラブル」であったが、これは強度が一番軽いⅠにすぎない。そこから総合評価「強」まで持っていくのは非常に難しい。監督署には、保育士の通常の業務の範囲を超えた異常な出来事であった点を強調しておいたが、それだけで「強」になるかは不安であった。詳しくは分からないが、西宮労働基準監督署も認定のために相当知恵を絞ってくれたようで、強度の低い「顧客とのトラブル」という項目は採用せず、通常の業務の範囲を超えた内容の出来事であったというところで、Ⅱ以上の評価の項目を採用し、それに内容や伴う問題などが

過重であるとして総合評価「強」へ持っていったようである。

負荷評価の見直しを

相談に来たときに、自分も長く保育士として働いてきた園長が「このことで2人が保育士をやめないでくれたことがよかった」と言っていた。まだ20代の2人が精神障害で仕事に戻れなかったり、保育士がいやになったりしないで、しかも無事労災認定を受けることが出来て本当によかった。認定まで約7ヶ月、比較的早期に解決となった。

保護者Cによる暴力は異常な出来事で、今回の事例は少し特別なケースではあるが、保育士やまた教職員といった子ども以外に保護者への対応など業務の範囲が広い職業は、負荷が幾重にも重なることも多いのではないと思われる。しかし、総合評価「強」となり認定されるには、認定現行の判断指針の負荷評価は項目、負荷の強度ともに、見直しが必要である。

アスベストショック クボタショックから2年

写真と報告でつづるアスベスト被害尼崎集会

2007. 6. 30 ~ 7. 1

爆発！ 拡大するアスベスト被害、
クボタショックから2年、そして、これから…
格差と隙間のない補償と救済、
アスベストのない社会の実現をめざし、
被害者と支援者の思いが繋がった。



編著 アスベスト被害尼崎集会実行委員会

発行 アットワークス (<http://www.atworx.co.jp/>)

体裁 A 5判・200 ページ・ソフトカバー

定価 1,470 円 (本体1,400 円+税)

アスベスト報道ダイジェスト 2008年1月

1/4 旧日本エタニットパイプ高松工場の元従業員らが、資本を引き継いだ「リゾートソリューション」にアスベスト被害に対する損害賠償を求めている訴訟で、原告団は早期解決を求める署名を集め、高松地裁に提出する。目標は10万人、5000団体で12日の決起集会後に始める。

1/5 国内で使われていないとされていたトレモライトなど3種類のアスベストが東京の保育園など8か所の公共施設で検出されていた。各自治体は05、06年度の一斉調査で都道府県や政令市などの75%がこの3種類については調査していなかった。今後、公共施設の再調査や検査態勢の見直しを迫られそうだ。

1/7 中皮腫などで死亡し労災認定された元船員が、少なくとも34人いることが、患者支援団体の情報開示請求で分かった。05年夏に公表された船員の石綿死認定は4人で、2年余りで8.5倍に。船員健康管理手帳が交付された人も400人を超え、支援団体は船会社や疾病名の公表を求めている。

1/10 滋賀県守山市の建築会社「石橋」が作業計画を届けずに吹き付けアスベストを除去したとして、大津区検は労働安全衛生法違反の罪で、会社と同社社長を略式起訴し、大津簡裁は同社に罰金20万円、社長に罰金10万円の略式命令を出した。

1/11 自動車メーカー「マツダ」は、良性石綿胸水で労災認定を受けた元社員が、昨年12月に死亡したと発表。石綿被害で労災認定を受けた同社員5人全員が死亡。男性は府中町の第1铸造工場で自動車エンジン部品の鋳型を作る機械の配線に、耐熱絶縁用に石綿リボンを巻く作業をした。

1/14 岡山県総社市で製鉄関連工場を操業していた「フォセコ・ジャパン・リミテッド」の退職者の1人が、昨年4月にアスベストが原因の肺がんで死亡していた。岡山労災病院によると、亡くなったのは同市内の70代の男性で、61年から約20年間勤務。「石綿肺」を合併し、肺組織から労災認定基準の30倍の石綿繊維が検出された。また、別の男性1人も肺がん入院中。同病院では昨年11月、1年間に検診した退職者約50人で、「胸膜プラーク」を確認。更に今月13日まで78人で同じ症状が見つかった。

1/15 民間の建築物のアスベスト飛散防止対策のため、補助制度を設けている都道府県は4割弱で、区市町村では1割弱にとどまっていることが、国土交通省の調査でわかった。放置されている建物は、大規模施設だけで7000件を超えることも確認され、制度の利用も120件余りと低迷。制度の不備が対策の遅れにつながっている面も。

東京都大田区で住民8人がアスベスト被害にあった問題で、区は無料健康診断の予約受け付けを開始。初日で242件の申し込みがあった。また、区は石綿対策について助言、提言をする「アスベスト健康調査専門委員会」を29日に設置する。昭和大横浜市北部病院の中島宏昭副院長ら委員6人を選任。

1/21 旧日本エタニットパイプ高松工場の元従業員

らがアスベストによる健康被害を受けたとして「リゾートソリューション」に損害賠償を求めている訴訟で、原告団らが早期解決を求める2725人分の署名を高松地裁に提出した。

1/22 戦前からアスベスト関連工場が集中していた大阪・泉南地域に隣接する和歌山で、かつての集団就職などで石綿工場で働き、健康被害を受けた人が放置されたままになっている可能性が大きいとして、大阪じん肺アスベスト弁護団が2月3日、和歌山市で医療と法律の無料相談会を開く。

1/23 国が建設現場におけるアスベスト対策を怠り、健康被害を受けたとして、首都圏の建設労働者とその遺族ら約200人が、国に対し1人当たり3500万円、総額約70億円に上る慰謝料などを求める国家賠償訴訟を5月にも東京地裁に起こす。3月2日に原告団の結成集会を開き、正式決定する。建設労働者が石綿被害を招いた国の責任を問う集団訴訟を起こすのは初めて。

産業技術総合研究所は、壁や天井に吹き付けられたアスベストを含んだ断熱材を、赤外線を使って現場で簡単に無害化する技術を開発したと発表した。赤外線反射鏡で高温の光を照射することで無害化する。その場で熱するだけでアスベストが黒く溶け無害になるので、簡便な上、処理コストも数分の1になるという。

1/24 横浜市鶴見区でアスベスト病変が多発している問題で、エーアンドエーマテリアル社は、中皮腫で89年に亡くなった住民女性に「補償金1400万円を支払う」と提示。住民側は「低額過ぎる」として交渉は継続となった。会社側による被害住民への補償金提示は初めて。

1/27 政府の労災保険に特別加入したアスベストがん患者に対する補償額が、未加入だった場合に比べて激減するケースが相次いでいる。肺がんで死亡した岡山県倉敷市の男性のケースでは、遺族補償が加入しなかった場合の4分の1に減額された。遺族は、不当だとして再審査を請求した。

1/30 国内で使われていないとされていたトレモライトが、私立保育園やマンションなど都内3か所の民間の建物から、最高60%という高濃度で検出されていた。トレモライトは、06年12月に私立保育園のボイラー室天井から60%、07年5月にマンションのポンプ室天井から20%、同年8月に事務所ビルの天井とはりから7-10%。いずれも飛散する恐れの高い吹きつけ材で、解体・内装工事前の調査で見つかった。

IHI呉事業所の元社員で、胸膜肥厚斑が見つかった16人でつくる労働組合「アスベストユニオンひろしまIHI退職者分会」は、同社に対して1人200万円の補償を要求していることを明らかにした。県庁で記者会見した。要求が受け入れられない場合は提訴も検討する。これまでにIHI呉事業所と3回の話し合いの場を持ったが、団体交渉の要求に対しては、既に退職していることを理由に会社側が拒否。補償についても労災認定が前提との考えを示したという。

【主張と対案／韓国】
**労災隠しという『犯罪』どのように対応するか
韓国タイヤ事態を中心に**

イ・サンユン(労働健康連帯政策局長)

2006年5月から現在までの約1年余りの間に、15人もの労働者が死亡した企業がある。それは韓国タイヤである。この企業の工場労働者は全部数えても3千人を若干越えるレベルだという。一般的に労働者は一般人より健康だと言われている。健康な人が工場で働くことになる確率が高いためである。ところが韓国タイヤのこの期間の死亡率は、一般人口集団と比較しても非常に高い。2006年の統計で40代の一般人口の死亡率が、千人当たり2～3人のレベルであることを考慮すると、これは一般人口集団と比べて、少なくとも2～3倍以上も高いのである。一般的に工場労働者の平均年齢は、いくら高くても30代であることを考慮すれば、実際の死亡率は一般人口の平均より更に5倍以上も高いと見なければならぬだろう。

**労組もいい加減……
放送の報道以後に公論化**

しかし死亡した労働者の遺族が2007年7月に問題提起する前まで、こういうすさまじい事実は全く世間に知られていなかった。疑問の死に至った労働者の遺族たちが、誰の助けもなく八方手を尽くして努力した結果、このような事実を確認して疑惑を提起した。しかし2007年11月にある放送会社の時事プログラムがこれに関する放送をするまで、この事件は地域に埋まっていたので

ある。時事プログラムの報道があった以後、やっこの事件に対する疑惑が拡大され、世間に広く知られることとなった。

そしてこのように進んできた韓国タイヤ事件の経過は、非常に異例なことである。このような問題があり、その企業に労働組合があれば、誰よりも先ず労働組合が立ち上がって問題を提起し、疑惑糾明のための活動を行うのが当然である。そして韓国タイヤには労働組合があったのに、この事件が公にされることはなかった。遺族たちの孤独な闘いに連帯した組織は、民主労働党大田市党と民主労働党韓国タイヤ職場分会だけであった。事件の深刻性から見て、余りにも長い間社会的な反響がなかったことについて、多くの人たちが知っていた。その理由としては色々なものがあるとしても、その中でも労働組合の『責任放棄』が最も大きいと言わざるをえない。組合員の生命と健康を守らなければならない責任を持った労働組合が、この問題を根本から解決しようとしなかったということは、いかなる弁解によっても正当化されない。

とにかく最初の遺族たちの問題提起以後、多くの時間が過ぎた後、2007年11月になってやっこの事件は世間の注目を浴び始め、様々な真相調査が行われることになった。その結果、今回の労働者の集団死亡事態は韓国タイヤ経営陣の責任であることが明らかになっている。この事件の原因について

公式に調査を行った産業安全保健研究院は、11月28日に疫学調査の中間結果を発表し、この事件が『集団発病』に該当することを明らかにした。これは労働者たちの死亡原因が工場にあるということを強く推定させる結果である。

系列会社にまで拡がる 非常識な労務管理の実態

この事件によって分かった韓国タイヤの労務と安全保健管理の実態は、実に衝撃的だった。2007年12月に発表された大田地方労働庁の特別勤労監督の結果によると、韓国タイヤは最近3年間に、工場と研究所で発生した183件の産業災害を隠蔽したと発表され、産業安全保健法の違反事項は1,394件にもなった。これは今回の労働者集団死亡事態が、韓国タイヤの隠蔽された数多くの産業災害の中の、氷山の一角であるということを見せてくれるものである。また韓国タイヤ経営陣が労働者の生命と健康を保護するために作られた法律を、最初から法律として取り扱いもしなかったという事実を示している。

加えて最近問題になっている株ASA事態は、韓国タイヤが労働安全だけでなく労働者の権利を認めることにおいても、全般的に深刻な問題を持った企業であることを示している。ASAは韓国タイヤが100%の投資持分を持っている韓国タイヤの系列会社である。この会社は労働者が労働組合を結成して団体交渉を要求するや、交渉自体を拒否するという常識以下の態度を示している。この会社で労働組合が結成された直接的な契機は、3年間の賃金凍結でも足りず、今年の賞与金を400%削減したことにあった。こ

の工場は労働環境もやはり劣悪なことこの上ない。基本的な換気装置や安全装置も備わっていないのはもちろん、原価節減を理由に手袋や粉塵マスク、作業服もキッチンと支給していない。

状況がこのように劣悪であるのにASAの使用者側は労働組合の交渉要求に誠実に応じるところか、労組幹部に8億ウォンを越える損害賠償訴訟をするなど、労働組合自体を認めない常識外の行為を続けた。そして結局使用者側は、労働組合がストライキに入った初日から職場閉鎖を断行した。現在ASAの経営陣が繰り返す言葉は、自分たちが決定できることではなく、韓国タイヤが決定を下さなければならないという言葉だけである。韓国タイヤの非常識な行為は、韓国タイヤの工場だけでなく、子会社にまで拡がっているのである。

労働権に対する 浅はかな認識がもたらした惨禍

韓国タイヤ側は依然として自身の誤りを認めていない。韓国タイヤは集団死亡が発生した労働環境を根本的に改善して、労災の再発防止策を講じなければならない。労働者を死にまで追い遣った極端な労働強化と作業場の有害物質問題などは、根本的に改善されなければならない。タイヤ工場は労働工程上、健康と安全に特別な注意を注がなければ、労働者の健康に大きな問題が発生しうる条件にある。しかし韓国タイヤ経営陣は注意義務を果たすどころか、『無災害インセンティブ制』などによって問題を隠蔽する経営を行ってきた。問題を明らかにして解決しようとするよりは、バレないように隠してしまう経営を行ってきたので

ある。その結果、問題は腐るだけ腐って爆発することになり、今回のような悲惨な結果がもたらされたのである。

しかし韓国タイヤの最近の態度は相変わらず心配である。韓国タイヤの使用者側はまだ問題を根本的に解決しようとするより、事態の焦点をはぐらかそうとしている。韓国タイヤは最近、労働者の『健康管理対策』に問題があったとして、病気の者の管理対策を改善すると発表した。一言で言えば、病気が発生するのはそのままにしておいて、発生した患者だけを管理するということである。しかし問題は死亡者が発生せざるを得ない労働条件である。これを解決しなければ、第2、第3の集団死亡が発生しないという保障はない。

集団死亡事態の被害者である労働者に対する正当な補償も行われなければならない。韓国タイヤ側は労働者の遺族たちの事実認定と謝罪要求に対して、一貫して常識外への対応を行っている。遺族たちと使用者側の面談は、たった一回、形式的に行われたが、むしろ使用者側は遺族たちの家庭状況を把握して弱みをつかもうとするなど、呆れ果てる様子を見せている。韓国タイヤの使用者側は、今からでも遺族たちに丁重に謝って、自分たちの誤りを認める姿勢を見せなければならない。

同時に韓国タイヤはASA 事態の解決にも出てくるべきである。労働組合の結成は労働者の基本的権利である。韓国タイヤはハンガリーでも、労働組合を結成した労働者を弾圧して国際的に物議をかもしている。国際化学労組でこの問題が正式に議論され、ハンガリーで韓国タイヤは労働弾圧企業として非難されている。韓国タイヤは韓国のASAとハンガリーの子会社で、労働者の合法

的な権利を尊重しなければならない。自分たちが原因となってもつれている労使問題の解決のために、積極的に取り組む姿勢を見せなければならない。

メンツで汲々とした政府、 労働安全のためにメスを取れ

事態がこの様になったのには、問題の根本的な解決のために努力をしなかった政府にも責任がある。韓国タイヤの使用者側はこの問題を伏せてしまおうとしており、政府は自身の職務遺棄に対してメンツを守るのに汲々としている。何よりも先ず、政府は韓国タイヤの経営陣を処罰し、このような集団死亡事態を招いた産業災害の再発防止策を用意しなければならない。2006年だけで4人の労働者が心臓疾患で死亡したのに、政府は何らの介入もしなかった。政府は2007年になって3人の労働者がさらに亡くなり、遺族たちの要求が強くなると、その時だけぐずぐずした対応をし、それさえ形式的な特別勤労監督をするに止まった。

今まで明らかになった一部の事件だけを見ても、韓国タイヤの経営陣の無責任さと、過失は明白である。政府は労働者を集団死亡させた韓国タイヤの経営陣に、ハッキリと責任を問わなければならない。先進諸外国ではこのような事件が拡まれば、会社の経営陣は直ちに司法処理の対象になる。カナダ、オーストラリアなどでは、このような場合会社の最高経営陣を『殺人罪』に準じて処罰できるようにしている。私たちも韓国タイヤの経営陣に、この事件に対する責任を厳しく問わなければならない。政府は他の事件のように、今回の事件も軽い処罰によってメンツを保とうとしてはならない。

そしてこの際、韓国の長時間労働と、きつい労働の問題に対する社会的議論がなされなければならない。よく知られているように、韓国はいまだにOECD加盟国の中で労働時間が最も長い国である。そして、それによって過労死が絶えず発生している。長時間労働は労働者を死に追い込むだけでなく、労働者の生活の「質」を破壊し、家庭で労働者を疎外させている。これと共に、深刻な社会問題に対して何らの議論がないこと自体が、社会病理現象である。したがってこれを社会的に解決するための議論が急がれる。

また何よりも、労働者の生命と健康を保護するための法体系の改革が必要である。法が事故予防能力を持つためには、事業主が法を犯して処罰を受けることよりも、法を遵守することが利益になるという考えを持つようにさせることが重要である。しかし現行産業安全保健法では、法に違反しても処罰の水準を高めるには限界があるため、法的な抑止力を維持するのが難しい。もちろん産業安全保健法の最高の量刑は低い方ではないが、裁判所が産業安全保健法は基本的に予防法として取り扱うため、量刑が低く宣告される傾向があるためである。事故による死亡など重大災害の場合に、事業主に過失致死罪を適用することもあるが、これまた法体系上、規模の大きい事業場の事業主や法人にはこの罪を適用するのが難しい状況である。死亡などの重大災害の発生は、安全保健に対する重大な脅威として作用するため、このような法体系上の問題を改革しようと、西ヨーロッパの色々な国では法制度の補完が行われているのが実情である。

忘れる頃には……根本的解決が必要だ

このような西ヨーロッパの先進国の例を積極的に参考にし、環境犯罪の取り締まりに関する特別措置法の立法例を参照しながら、深刻な労働者の死亡事件に対しては、事業主を刑事処罰できる体系を作る必要がある。処罰対象になる災害には未必の故意に分類できる死亡災害、罪質の悪い死亡災害、反復的な死亡災害などが含まれるべきであろう。そして特別法による処罰は産業安全保健法のような予防法による処罰でなく、殺人罪に相当する罪の結果に対する処罰であるから、処罰は『懲罰的性格』を帯びるように重いものでなければならない。甚だしい場合は高位の役員を禁固刑に処することができるようにし、罰金刑の場合でも、企業規模によって罰金額の大きさを変える決定ができるようにし、実際の懲罰になるようにしなければならない。

韓国タイヤで起こった今回の事件は、韓国社会で労働者の生命と権利がどのように扱われているかをよく示す事例である。韓国タイヤは予防できる死亡を防げなかったのに責任から避けており、政府はこのような犯罪行為に対する厳正な法執行を躊躇している。忘れる頃に大型事故が発生する労働者の生命と健康問題、今はこれを根本的に解決する方法を見付け出さなければならない。そしてそれは韓国タイヤ問題を正しく解明することから始めなければならない。(韓国労働社会研究所「労働社会」2008年1月号より 翻訳：中村猛)

韓国からのニュース

■『死の恐怖』 錦湖タイヤにつながるか／ 昨年5人死亡……毎年労災1千100件発生

韓国タイヤ業界1位の韓国タイヤを揺さぶった労働者集団死の恐怖が、業界2位の錦湖（クモ）タイヤに繋がっている。

15日、労働界によると錦湖タイヤ光州工場と曲城工場の労働者5人が、昨年3～9月の間に死亡したことが確認された。このうち1人は自殺し、1人は先天性心臓疾患があったことが分かり、突然死した残り3人の死因を巡って攻防が予想される。しかし突然死した3人のうち2人は、11日に勤労福祉公団から労災不承認処分を受けた。1人は『死因未詳』、他の1人は『飲酒後に発生した事故』という理由で、それぞれ労災と認定されなかった。

これに対して遺族など関係者らは「過度な業務量と有害な作業環境が呼んだ死」として反撥している。特に錦湖タイヤの労働者の死が、今回が初めてではないという点に注目している。2005年に労働者3人が死亡したが、このうち1人は労災の審議中に自殺した。

死亡までいかなくとも、錦湖タイヤでは毎年1千人を越える労働者が各種の産業災害にあっている。〈毎日労働ニュース〉が入手した錦湖タイヤの産業災害現況資料を見ると、ここ5年間で16人の労働者が脳心臓関係疾患で治療を受けたことが分かった。突然死が心臓の異常兆候を伴うという点を勘案すれば、決して無視することはできな

い数字である。また2ヶ所の工場で毎年平均300件余りの労災が発生し、公傷者だけ年間800人に達すると確認された。

労働界の関係者は「錦湖タイヤは光州、全南地域の企業の中では比較的職員の産業安全管理に気を遣ってきた業者」であるとし、「それにもかかわらず、このように災害者数が多いということは劣悪な業務環境のため」と指摘した。錦湖タイヤ労組も自己診断で「4組3交代勤務にともなう職務ストレスと、賃金格差を減らすための休日勤務などが労働者の疲労度を高める」と分析している。

実際昨年3月死亡したK氏のケースでは、死亡前の24日間1日も休まないで連続勤務をし、同じ年の9月に死亡したM氏のケースでも、やはり連日延長勤務をしたと伝えられた。錦湖タイヤ労組の関係者は「会社が労働者に休日勤務を強要するのではない」としながら「何より『仕事ができる時に一銭でも儲けよう』という考えで、無理をせざるを得ない現実を変えなければならない」と話した。2008年01月16日 毎日労働ニュース

■24年間の放射能露出で死亡すれば労災

原子力発電所で24年間働き、相当量の放射能に曝露した労働者がすい臓癌で死亡すれば、業務上災害であるという判決が出た。特に今回の判決は、科学技術部告示で定められている放射線被爆による癌の業務上疾病の

範囲を越えるものとして注目されている。

ソウル高裁は、原子力発電所で働いていてすい臓癌で死亡したファン某氏の妻が、勤労福祉公団に出した遺族補償と葬儀費用不支給処分取り消し請求訴訟の控訴審で、原審を取り消した。裁判所は判決文で「ファン氏は放射線管理区域に出入りしながら、放射能汚染事故などを処理するなど被爆量が相当で、これに照らせば放射線被爆がすい臓癌発生と相当な関連がある」とした。

裁判所は放射線被爆は喫煙と共に、すい臓癌発病の主要原因であるという医学的見解があるという点に注目した。医学界では理論的に放射線被爆による癌は、少量でも発生すると報告しているためである。しかし科学技術部告示では、放射線従事者の業務上疾病の範囲を、被爆と疾病との因果確率が、白血病 33%、固形癌(すい臓癌、肝臓ガンなど) 50%を超える場合にだけ認めている。これには「科学技術部の因果確率による補償基準は、実際の放射線による癌発生を十分に保護できないという批判を受けている」とし、「放射線とすい臓癌が関連ないという確実な医学的根拠が出てくる前までは、放射線に被爆した事実が明白な労働者を、より保護する必要がある」とした。

裁判所は更に「被爆量が国際放射線防護学会が提示した許容線量は越えなかったが、学会が提示した許容線量は癌発病とは大きな関連がなく、すい臓癌が発生するかどうかを判断する絶対的な基準になると断定することもできない」とした。また「ファン氏は喫煙もしたが、5年間禁煙をし、他に発病原因となる要因がなかったため、放射線

被爆が少なくとも一つの原因になったと推測判断できるので、業務上災害に該当する」と付け加えた。

ファン氏の妻は夫が75年から放射線取り扱い業務などをしながら相当量の放射能に暴露し、99年にすい臓癌で死亡したとして勤労福祉公団に業務上災害の申請を出したが、拒否されたために訴訟を起こした。2008年01月16日 毎日労働ニュース

■移住労働者：取り締まりを避けて墜落は『労災ではない』

労働者が業務中に事業主の指示を受け、不法滞在の取り締まりを避けようとして墜落・負傷したのは労働災害ではないという判決が出た。

20日、昌原地裁は中国同胞であるチャン某(23)氏が、勤労福祉公団を相手に出した労災療養不承認処分取り消し訴訟を棄却した。裁判所は「チャン氏が業務中に事業主あるいは管理部長の指示によって、取り締まりを避けようとした時に墜落して負傷したのは、業務遂行に伴う必須付随行為であると主張するが、通常の業務範囲や過程で発生した災害と考えるのは難しい」とし、「業務場所で業務時間内に発生した事故でも、非業務的な活動のために起こった事故であれば、業務上災害と見るのは難しい」とした。

チャン氏は2006年5月、慶南地域のある工場で作業している時に、出入国管理事務所の不法残留取り締まり班がやってきたので、逃げようとして2階事務室の窓から逃げた。この時チャン氏は墜落し、頭蓋骨骨

折などの傷を負った。彼は勤労福祉公団に労災として療養を承認してくれるように要請したが、拒否されたため訴訟を起こした。2008年01月21日 毎日労働ニュース

■石綿内部告発者を職位解除したソウルメトロ／労組「石綿の危険性のマスコミ報道を統制する」と反撥

ソウルメトロが、地下鉄の石綿の危険性を告発したメディアにたいして取材協力をした労組幹部の職位を解除し、非難が起こっている。労組は今回の懲戒が『地下鉄の石綿曝露のマスコミ報道』を統制するためのものとして強く反撥している。

21日、ソウルメトロ労組によると、使用者側は19日に労組のチェ・ハクス役務支部・産業安全保健部長に、職位解除の事実を通知した。使用者側がチェ・ハクス部長を懲戒した表面的な理由は、勤務態度不良。使用者側の職位解除通知公文書によると人事規定40条1項2号『職務遂行能力が著しく不足したり、職務成績がきわめて不良であると認定した者』を、主な懲戒理由として挙げている。

労組の主張は違う。ホ・チョレン産業安全保健部長は「最近ある放送会社が、新林駅の石綿曝露について報道する過程で、チェ・ハクス部長が取材に協力をしたのが直接的な懲戒理由」と話した。

最近労使は地下鉄の石綿の危険性を巡って激しい攻防戦を行っている。9日に労組は「労働部の委託研究の結果、地下鉄労働者の30%が肺疾患を病んでいることが明らかに、市民の健康にも影響を及ぼしか

ねない」とする報道資料を出した。これに対しキム・サンドン・ソウルメトロ社長は17日、記者会見で「地下鉄での石綿の暴露はないか、または基準値以下」とし、「労組がリストラの心配をするあまり、使用者側を陰湿に攻撃するために誇張・わい曲している」と反論した。

問題は使用者側が地下鉄の石綿曝露に対して徹底した言論統制を始めたという点。労組はチェ・ハクス部長の懲戒もこのような脈絡の一環と見ている。

実際に最近のソウルメトロは「労組が(経営革新プログラムの)創意革新推進を無力化するための手段の一つとして、地下環境に関する事項などについて事実を誇張したり、わい曲するなどの方法で言論報道を繰り返すことによって、公社のイメージと名誉を大きく失墜させている」として、言論取材などの労組動向に対して迅速に報告しろという指示を出したことがある。『創意革新に関する労組の動向報告の徹底』という題名の公文書によれば、△今後発生する労組の動向(集団行動、言論取材など)がある場合、速かに本社主管部署と労使協力室に報告すること、△現場でも必要な措置、採証活動などを徹底的にすること、などを注文している。

一方、輸送労組はこの日声明を出し、△チェ・ハクス部長の職位解除撤回、△地下鉄の石綿の安全な除去のために、労働組合と市民団体の要求に協力すること、△地下鉄の前・現職労働者に対する石綿対策作りなどを求めた。2008年01月22日 毎日労働ニュース (翻訳：中村猛)

1月の新聞記事から

- 1/2 群馬県嬬恋村の「パルコール嬬恋スキーリゾート」のゴンドラの山頂駅で、アルバイト従業員が客の忘れ物を取ろうとして、動いているゴンドラのドアに腕を挟まれ宙づりとなり落下、出血性ショックのため死亡した。
- 1/5 鹿児島県警鹿屋署は、07年9月に店員にバチンコ玉を投げ、怒鳴りつけて意識を失わせた男を傷害、威力業務妨害の疑いで逮捕した。店員は「一過性の意識消失」で1週間の療養。
- 1/7 北九州市の工業用水道の送水管敷設工事現場の送水管内で下請け業者「永松工務店」の3人が意識がなくなり、3人とも死亡。発電機の不完全燃焼による一酸化炭素中毒。
- 茨城県神栖市の三菱化学鹿島事業所で作業員4人が焼死した火災で、同県警は業務上過失致死の疑いで同事業所などの家宅捜索を始めた。三菱化学は火災に関する中間報告を提出。
- 1/8 厚生労働省は精神障害者を雇用した企業に毎月1人25000円を支給する「精神障害者ステップアップ雇用奨励金」を08年度から新設する。
- 1/9 トヨタ自動車の堤工場で過労死した内野健一さんの遺族らが、舛添厚生労働相と面会し、判決で認定された時間外労働の時間数に見合った遺族年金を支払うよう求めた。舛添氏は「できるだけ努力したい」と応じた。
- 地方公務員災害補償基金埼玉県支部は、02年に焼身自殺した同県狭山市の市立保育所女性所長について、保護者の苦情対応によるストレスで発症したうつ病が自殺の原因と公務災害認定。
- 1/10 韓国南東部、慶尚北道・亀尾市にある旭硝子の工場の塩酸貯蔵タンクが爆発、補強作業にあっていた1人が死亡、2人がケガをした。
- 1/11 名古屋交通局野並営業所に勤務していたバス運転手の男性が昨年6月に焼身自殺し、「基本的人権を侵害された」と文書を残していたことがわかった。市は事実確認の調査を始めた。
- 被害C型肝炎患者全員の一律救済を目指す「感染被害者救済給付金支給法案」が、参院本会議で採決され、全会一致で可決、成立。
- 岡山県笠岡市の自動車部品製造会社「ヒルタ工業」笠岡本社工場で、作業員が崩れてきたコンテナの下敷きになり出血性ショックで死亡。
- 1/13 基地従業員が働く米軍基地の警備部門で、「幹部らによるパワー・ハラスメント」の訴えが広がり、署名活動に発展。要員の過半数の150人が署名し、調査や処分を求めて昨年12月に沖縄防衛局に提出した。ストレスから精神疾患に陥り、配転や休職を余儀なくされた人たちがいる。防衛局は事態を重視、米軍と合同で調査に着手する。
- 1/15 熊本刑務所で服役作業中、指を切断した男性受刑者が国に約600万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が熊本地裁であり、裁判官は国に75万円の支払いを命じた。
- 被害C型肝炎集団訴訟の原告団と弁護団は、国との和解内容について取り決めた基本合意書に調印した。
- 1/16 国立循環器病センターの看護師だった村上優子さんがくも膜下出血で死亡したのは過労が原因として、両親が国を相手に国家公務員災害補償法に基づく遺族補償などを求めた行政訴訟の判決が大阪地裁であり、裁判長は公務災害を認定、「勤

務と死亡の因果関係は、超過勤務時間の面からは認められないが、質的過重性を考慮すると認められる」とほぼ全額の支払いを命じた。

- 1/17 百貨店「大丸」東京店の課長が自殺したのは仕事のストレスが原因だと、妻が国に労災認定を求めた訴訟で、東京地裁は労災と認めなかった中央労働基準監督署の決定を取り消した。
- 1/18 広島市南区の山陽新幹線の高架下で塗装工事中、足場が突然崩れ、作業員4人転落し重傷。
- 1/20 滋賀県庁新館で、高所の外壁にタイルを張る工事をしていた作業員が、誤って転落し死亡。
- 1/22 盛岡市北山のビールの製造販売会社「ベアレン醸造所」で、ビールのタンクが破裂、壁を突き破って倒れ、壁の反対側にいた従業員がタンクと押し台の間にはさまれ死亡した。
- 1/24 じん肺になつた患者54人が国に損害賠償を求めた「東日本石炭じん肺訴訟」で、27人の和解が水戸地裁で成立。国は責任を認めて謝罪し、1人当たり476万～916万円を支払う。

中国湖南省懷化市辰溪県で、飲料水用地下水に工場から硫酸が流れ込み、26人が中毒症状。被害者は約1000人に及んでいるとの情報も。昨年12月に村民が水質の異常を確認し、今月中旬に工場付近の住民に入院患者が続出したという。

- 1/25 職場で分煙を求め不当に解雇されたとして、北海道砂川市の非喫煙者の男性が、勤務していた「道央建鉄」を相手取り、解雇の無効確認と未払い給与の支払いを求めて札幌地裁岩見沢支部に提訴したことがわかった。

自殺した青森県立中央病院総務課長の遺族が「自殺は多忙や上司のいじめなどが原因」と主張し、地方公務員災害補償基金県支部を相手取り、公務災害と認定するよう求める訴訟を、青森地裁に起こした。

- 1/28 神戸市中央区の川崎造船神戸工場では昨年8月、造船用クレーンが倒壊し作業員3人が死亡、4人が負傷した事故で、兵庫県警は業務上過失致死傷容疑で同工場の工作部長ら当時の作業関係者4人を書類送検した。

- 1/29 ユニクロの千葉県内の支店で98年、上司の暴力やその後の会社の不当な対応で心的外傷後ストレス障害になったとして、愛知県内の男性が、元上司や当時ユニクロを展開していたファーストリテイリングに、計約6000万円の損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決が名古屋高裁であり、裁判長は暴力などで男性がPTSDではなく、妄想性障害になったと認め、同社などに約230万円の支払いを命じた。

- 1/30 日本ビュレット・パッカードの元プログラマーが、退職から半年後に自殺したのは在職中の業務上のストレスから発症したうつ病が原因だと、父親が求めた労災認定について、労働保険審査会が新宿労働基準監督署の不認定決定を取り消し、労災と認める逆転裁決していたことがわかった。

- 1/31 北海道せたな町の町立島歌小学校のボーイラー室で、同小学校の校務員の女性が胸刺され死亡しているのが発見された。同小に勤務する同僚の事務職員の男性が殺人容疑で逮捕された。容疑者は容疑を認めており「学校の金を使い込み、そのことを疑われ刺した」と供述。